

1 最高裁判所庁舎の敷地、対象施設周辺地域

対象施設の敷地	東京都千代田区	隼町4番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	隼町、麴町1丁目から5丁目まで、一番町、二番町（次の図面に示す部分に限る。）、平河町1丁目及び2丁目、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、永田町1丁目及び2丁目並びに霞が関2丁目
	東京都港区	元赤坂1丁目及び赤坂3丁目
備考 1 「次の図面」は省略し、その図面を最高裁判所に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 2 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 3 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 4 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		